

定例監査の結果

1 監査の期間

平成27年10月6日から平成27年12月10日

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局教育庶務課、文化振興課及び図書館

- ・小学校（八ツ面、鶴城、平坂、福地南部、一色南部、一色西部、荻原、吉田、東幡豆）
- ・中学校（福地、東部、吉良）
- ・ふれあいセンター（鶴城、矢田、寺津、横須賀、幡豆）
- ・公民館（幡豆）

(2) 対象期間

平成27年4月1日から平成27年8月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

また、管理者におかれては、事務事業が適切に執行されるよう、管理・監督に努められたい。

(1) 教育庶務課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、契約保証金免除に関する根拠条文が明記されていないものや、1者随意契約の正当な理由の記載がないものがあつた。

(イ) 契約締結伺いにおいて、添付されている見積書の日付が契約日以降の日付となっているものがあつた。

(ウ) 見積り徴収伺いにおいて、見積りを依頼した日付が起案日以前の日付となっているものがあつた。

- (エ) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていないものや、予定価格書が封入されていないものがあった。
 - (オ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものがあった。
 - (カ) 契約書に印紙の貼付漏れや貼付する印紙税額に誤りがあるものがあった。
 - (キ) 契約書において業務内容を示す資料が添付されていないものがあった。
 - (ク) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものがあった。
 - (ケ) 3者の見積り合わせにより契約相手先を決定し、随意契約を締結していたが、見積書に記載された積算の内訳を確認したところ、対象となる部品の規格が各事業者間で相違していた。
- イ 県からの補助金について、補助金の交付決定時に調定していないものがあった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。
- ウ 文書処理事務について、決裁区分を誤っているものがあった。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。
- エ 被服等貸与整理簿に返納年月の記載がなかった。貸与備品の返還があったときは、返還の記録を明らかにし、西尾市職員被服等貸与規程に則った事務処理をされたい。

(2) 文化振興課

- ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。
- (ア) 契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由が不明確なものがあった。
 - (イ) 契約締結伺いと契約書で記載してある契約期間が異なるものがあった。
 - (ウ) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に関する事項、個人情報保護に関する事項の記載のないものがあった。
 - (エ) 委託契約書において、委託する内容をしっかり明示していない契約書があった。
 - (オ) 西尾市契約規則第25条第1項により予定価格を省略する場合、これに代わる価格決定の根拠を随意契約の執行のときまでに明らかにしておかなければならないが、明らかにされていないものがあった。

(3) 図書館

なし

(4) 小中学校

- ア 外部記憶媒体（USBメモリ）取扱いについて、施錠可能な場所に施錠して保管されていないものがあった。西尾市USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順により適切な管理をされたい。
- イ 学校が受領した補助金からの支払事務において、職員が立替払いをしているものや、前年度立替払いをした現金が通帳に残っているものがあった。また、支出調書に添付された請求書に請求日の記載のないものや、請求日から支払いまで、一定期間以上経

過しているものがあつた。会計の透明性確保及び法令等に則つた会計処理をされたい。
ウ 公印の使用について、押印の必要のない文書に押印しているものがあつた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。

(5) ふれあいセンター・公民館

ア 契約事務において、50万円を超える契約で予定価格書が封入されていないものがあつた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 公印の使用について、押印の必要のない文書に押印しているものがあつた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。